

随意契約理由書

1 案件名称

GPSデータカード令和2年度改訂版ほか1式 買入

2 契約の相手方

エアバス・ヘリコプターズ・ジャパン株式会社

3 随意契約理由

本案件については、ヘリコプター「おおさか」「なにわ」の機体部品の買入である。航空機の機体部品はそれぞれの製造会社の正規部品でないと修理は不可能であり、かつ、航空法に基づく耐空検査及び修理改造検査に合格しない。当局の保有するヘリコプターは、仏国エアバス・ヘリコプターズ社製である。エアバス・ヘリコプターズ社は、エアバス・ヘリコプターズ・ジャパン株式会社に本邦での独占販売権を与えている。

よって本案件の各種機体部品の買入については、エアバス・ヘリコプターズ・ジャパン株式会社を指定する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

消防局警防部警防課（航空隊）（電話番号 072-992-4900）

随意契約理由書

1 案件名称

鶴見消防署排煙窓開閉装置修理

2 契約の相手方

株式会社豊和

3 随意契約理由

本修理は、上記庁舎の排煙窓開閉装置の修理で、部品の経年劣化等により、排煙窓の開閉に不具合が生じ修理する必要がある。

本製品は、上記業者が独自に設計、製作したものであり、その構成部品も自社専用の部品等で構成されている。

本修理を行うためには、製品の構造、分解及び組立手順、調整方法等の知識や技術が必要となり、上記業者は製造メーカーであることから、修理を行うために必要な独自の知識や技術を保有しており、修理を行うことのできる唯一の業者である。また、製造物責任の所在を明確にし、修理後の責任と性能保証を持たせる必要がある。

よって上記業者を指定する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

消防局総務部施設課 (電話番号 06-4393-6150)

随意契約理由書

1 案件名称

救助ホイスト用クラッチほか1点の部品交換整備

2 契約の相手方

株式会社 ジャムコ

3 随意契約理由

本案件については、ヘリコプター「なにわ」で使用している救助ホイスト装置の部品の交換である。

救助ホイストの当該部品（クラッチ）はASB（技術通報）により使用期限が定められていて、使用回数 1200 回又は2年に1度交換する必要がある。また交換作業はホイスト製造業者で米国の「Collins Aerospace 社」が認定した工場でしか実施することができない。

株式会社ジャムコは Collins Aerospace 社より当該ホイストの整備及び部品供給に関し本邦内における認定を受けている唯一の業者である。

以上の理由により、上記業者を指定するものとする。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

消防局警防部警防課（航空隊） 電話番号 072-992-4900

随意契約理由書

1 案件名称

サーボコントロール分解点検整備

2 契約の相手方

株式会社 ジャムコ

3 随意契約理由

本案件については、ヘリコプター「おおさか」「なにわ」のサーボコントロール（油圧シリンダー）の分解点検整備（以下オーバーホールと言う）である。

当該部品はマニュアルにより使用期限が定められていて、製造から 20 年又は使用時間 3000 時間が経過するまでにオーバーホールを実施する必要がある。またオーバーホール作業はサーボコントロール製造業者で米国の「Collins Aerospace 社」が認定した工場でしか実施することができない。

株式会社ジャムコは Collins Aerospace 社より当該サーボコントロールの検査、修理整備作業に関し本邦内における認定を受けている唯一の業者である。

以上の理由により、上記業者を指定するものとする。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

消防局警防部警防課（航空隊） 電話番号 072-992-4900

随意契約理由書

1 案件名称

油圧ショベルのキャブ及びキャブ付帯関連装置修繕

2 契約の相手方

コマツカスタマーサポート株式会社

3 随意契約理由

油圧ショベルは、総務省消防庁から緊急消防援助隊車両として貸与された車両で、豪雨災害等全国で発生した大規模災害時の救助等の消防活動を目的としており、消防活動上確実な動作を要求されるものである。

当該修繕は、油圧ショベルのキャブ部損傷に伴いキャブ及び操縦装置等キャブ付帯関連装置の修繕整備を行うものであり、早急に修繕する必要がある。

当該油圧ショベルは株式会社小松製作所製で、同社独自の技術で設計製作されており、その修繕には高度かつ専門的な知識と技術情報が必要である。上記事業者はメーカーのグループ企業で販売・サービス等を提供しており、本修繕に必要な油圧・電気回路等の技術情報を唯一有しており、上記事業者以外では本修繕を履行することが不可能である。また、製造物責任の所在を明確にし、点検及び修理後の責任と性能保証を保持させる必要がある。

よって、上記事業者を指定する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

消防局警防部警防課（機械器具開発）（電話番号 06-4393-6189）

随意契約理由書

1 案件名称

ヘリコプター「なにわ」1200時間以下点検及びサービスブリテン(SB)等の実施

2 契約の相手方

エアバス・ヘリコプターズ・ジャパン株式会社

3 随意契約理由

ヘリコプターの運航にあたっては年に一回有効な耐空証明書を取得する必要がある、ヘリコプター「なにわ」の耐空証明を取得するには1200時間点検及びサービスブリテン(SB)等の実施並びに機体の不具合修理をしなければならない。

本案件の実施にあたっては、ヘリコプターの運休により市民の安全に支障をきたすことになり、運休期間を可能な限り短期間にしなければならない。このため1200時間以下点検及びサービスブリテン(SB)等の実施並びに不具合修理を同時に行う必要がある。また、同時に実施することで最小の経費で実施することもできる。

さらに今回、機体のメインローターブレード ローワーポリウレタンの劣化及びテールローターブレードに亀裂が生じており、この修理調整作業については機体製造会社より修理認定を受けているエアバス・ヘリコプターズ・ジャパン株式会社しか実施できず、本案件の契約内容を同時に実施できるのは同業者のみである。

よって上記業者を指定する。

4 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条
第1項第2号

5 担当部署

消防局警防部警防課（航空隊）（電話番号 072-992-4900）